

令和6年度 確認制度に基づく指導監査説明会にかかる質問及び回答について

【会計管理について】

質問 1	保育料を含め、利用者負担金の支払いを受けた場合は、領収書を発行する必要があるとありますが、銀行引き落としの場合でも領収書は必要なのでしょうか。
回 答	引き落としの場合は通帳に履歴が残るので、領収したことを保護者は確認できるため不要です。 ただし、あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが必要です。

【会計管理について】

質問 2	また入園前の制服代など現金でいただいてその場で領収書を発行し保護者の方にお渡ししていますが、園の控えとしての領収書も必要でしょうか。
回 答	必要です。 後で領収の有無を証明する場合がある場合に、領収書を発行した履歴は残しておく必要があります。